

市内で事業を継続するために
業態転換にチャレンジしたい！
人事労務制度を構築したい！
事業承継をしたい！

新たな設備を導入して生産性をアップさせたい！
新商品、新メニューの開発をしたい！
など、がんばる中小企業を支援します。

無料経営相談の
ご利用だけでもOK!
まずはご相談を。

令和6年度

事業継続支援補助金

相談から計画実現の支援までをワンストップで支援します。

市が委託する**中小企業診断士※**による経営相談を受けた後、**中小企業者自らが経営計画を策定していただきます**。その後、経営計画の実現に必要な費用の一部を助成します。

※経営コンサルティングに関する国家資格であり、中小企業の経営課題に対応する診断・助言を行う専門家。

一補助制度の概要一（経営計画の策定が必須です）

対象者：市内の事業所で1年以上事業を継続している中小企業者
（中小企業者：中小企業基本法第2条第1項の規定による。従業員数5人以下の小規模企業者を含みます）

| 補助メニュー | ① 専門家による支援補助 | ② 設備投資補助 |
|--------|---------------------------------------|--|
| 補助率 | 1 / 2 | 1 / 2 |
| 補助上限額 | 50万円/件 | 100万円/件 ※50万円以上の設備投資が必要 （小規模企業者は15万円以上） |
| | ①②を併用する場合、上限額は 合計で100万円 となります。 | |
| 申請期限 | 令和7年1月31日 | 令和6年12月2日 |




この制度を活用した事業者の声

- 経営計画を作成する事で、経営課題が整理でき、課題に対して取り組むべきことが具体的に見える化できた。
- 新たな設備の導入によって納期短縮ができ、受注件数が増加した。
- 店舗内外のバリアフリー化工事により、顧客満足度の向上に繋がっている。



具体的な活用方法などは裏面を御覧ください。

【お問い合わせ・申込先】 犬山市役所 3階 産業課 商工担当 ☎0568-44-0340
詳細は、市ホームページでページ番号 **1007848**  を検索

※まずは、市ホームページに掲載している要綱や細則をご確認ください。
※相談申込書は、市ホームページ又は産業課窓口まで。



—補助金利用の流れ—

令和6年度

★STEP1 経営計画の策定

市が委託する中小企業診断士の支援(4回程度)を受けながら自社の経営計画を策定します。※1

★STEP2 補助金の申請

市に補助金の申請を行います。交付決定までお待ち下さい。※2

★STEP3 経営計画の実行

経営計画を実行します。(実績報告の提出後、補助金を交付※3)



※1 自社の経営状態や解決したい経営課題、今後の計画について示していただきます。(A4 2枚程度)

※2 交付決定前の着手は、補助対象外となります。

※3 実績報告の提出期限：令和7年3月21日

—制度の活用イメージ—

全業種 共通

- ・社労士の支援を受けて新たに人事労務制度を構築する。
- ・事業承継についてのアドバイスや支援を受ける。
(愛知県事業承継引き継ぎ支援センターと連携しています。)
- ・税理士の支援で資金繰りや財務管理のシステムを構築する。
- ・専門家の支援でマーケティングや販売管理の仕組みづくりを行う。

小売業 卸売業

- ・営業マンの育成のため、専門家によるマニュアルの作成や、指導を受ける。
- ・戦略的な販売、在庫管理などについてコンサルティングを受ける。
- ・新業種、新業態に転換するために専門家の指導を受ける。

サービス業 飲食業

- ・デザイナーに改装デザインを描いてもらう。
- ・SNS活用とWEB改善にコンサルタントの指導を受ける。
- ・専門家と一緒に新商品、新メニューを開発する。

製造業

- ・コンサルの指導で製造上のネック工程を見出しQCDの向上を図る。
- ・コンサルの支援で業務のIT化、ビジュアル化を図る。
- ・新たな製造設備を導入し、販路開拓を図る。

様々な専門家を 活用できます

社会保険労務士
税理士、弁護士
行政書士、医師
中小企業診断士
コンサルタント
カウンセラー
建築士
デザイナーなど

※「課題が見えた」
「取り組みたい事がある」
けど、どんな専門家の支援を受けたいかわからない…
そんな時には、担当の
中小企業診断士にご相談ください。

この制度を活用した取り組みの実例

【製造業】生産ライン改善のための設備投資と、中小企業診断士による実践教育・指導を受け、生産性の向上に取り組んだ。

【建設業】新たな事業展開による顧客開拓のための設備導入と、新事業の認知拡大のため販促用パンフレットを作成した。

【サービス業】社会保険労務士に作業マニュアルの作成を依頼。顧客満足度アップに取り組んだ。



—補助金について—

- ・年度内に実施(設備の導入等)し、支払いも含めて完了する事業に限ります。
- ・市内で事業を継続するために、市内で実施する取り組みに限ります。
- ・国等の補助金の補填として本補助金を利用することはできません。
- ・令和4年度以降に本補助金の交付を受けた企業は対象外となります。
- ・対象となる設備等については一定の要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

申請期限内でも予算額に達した場合、受付を終了します。